

2025 年度 事業報告書

特定非営利活動法人 DPI 日本会議

1 事業の成果

これまで、オンラインイベントを活用しながら活動を継続してきたが、対面でのイベントでの活動を展開した。2022年に「国連障害者権利委員会による総括所見」（以下、総括所見）を踏まえた法制度のバージョンアップを目指し、8つの部会を中心とし、様々な課題に取り組んだ。

1. 障害者に関わる施策の政策提言事業

① 交通まちづくり

東京2020オリンピック・パラリンピック大会や2025大阪・関西万博での障害当事者の意見反映が契機となり、国土交通省（以下、国交省）は2025年5月に「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定した。また、第4次基本方針（2026年から2030年）でも、「当該年度に着工した2,000㎡以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階（基本構想～実施設計）で当事者参画を実施した工事の割合」という項目が新たに加えられた。このように当事者参画の流れが出来たので、全国に広げるために、日本福祉のまちづくり学会、日本建築士会連合会、DPI日本会議等が協力し、「TOJISHA-UD」というプラットフォームをつくり、セミナーの開催や自治体等の相談に対応する取り組みを始めた。

2025年6月から劇場やスタジアム等の車いす用席は総席数の0.5%以上設けることが義務化されたが、前の人が立ち上がっても視界が遮られないように高低差をつけて車いす席を作るサイトラインの確保については、前年度に続き議論が重ねられた。省令を改正して建築確認申請書類にサイトラインの確保を検討したか記載する欄を設けることになり、2026年1月1日から施行された。

② カスタマーハラスメント防止指針へのはたらきかけ

2025年6月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、カスタマーハラスメント防止措置が盛り込まれた。障害者が社会的障壁の除去を求めることはカスタマーハラスメントには該当しないことを指針に明記するようにはたらきかけ、11月に労働政策審議会（以下、労政審）で障害者団体ヒアリングが実施され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）の遵守、障害者が合理的配慮の提供を求めることはカスハラ行為に当たらない、障害特性の理解、事業者による研修の実施等が指針に盛り込まれた。

③ インクルーシブ教育の推進

文部科学省（以下、文科省）「学校施設のバリアフリー化の推進に関する検討部会」に [REDACTED] が委員（日本障害フォーラム政策委員会委員）として参加し、取りまとめが完成した後は「学校施設に

におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」が各都道府県知事・教育長等へ発出された。公立小中学校のバリアフリー化は2020年度から5年間の目標を定めたが達成はできておらず、新たにバリアフリー計画策定や当事者参画に関する取り組み目標を設定し、2030年度までに目標を達成することになった。

2023年に東京大学大学院教育学研究科とフルインクルーシブ教育事業についての協定を締結したが、関係協力団体とともに、東京大学全学部対象者に卒業認定単位が取得できる集中講座を開催した。また、1月には「インクルーシブ教育を推進し、実現するための日韓国際シンポジウム」を東大大学院後援で開催し、韓国からも10数名の教育関係者に来日いただき、韓国の制度・現場の実情を共有した。

④ 地域生活

障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会では、施設の機能や役割の整理にとどまらず、本人の意思決定の尊重、地域移行の推進、地域生活を支える基盤整備までを含めて議論するようはたらきかけ、取りまとめには地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像を議論していく必要性が明記された。

脱施設をテーマに、全国自立生活センター協議会(以下、JIL)、ピープルファースト、研究者と共働して継続した勉強会を開催し、2025年末には大阪で脱施設ロードマップ案作成合宿を行い、制度改正、報酬改定、地域基盤整備を含む中長期的な議論を開始した。

⑤ 旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議

2025年1月17日から優生保護法被害者への保障がスタートし、潜在的な被害者も含めた掘り起こしを全国的に展開するために、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(以下、優性連)や原告団・弁護団と連携しながら積極的に活動を展開した。「基本合意(2024年9月締結)」に基づく「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議(以下、定期協議)」は2025年4月に第1回が開催された。定期協議下につくられた3つの作業部会にはDPI日本会議からメンバーとして参加し実務的な議論を推進している。

⑥ その他の主な取り組み

成年後見制度(民法)の見直しが法制審議会で進められ、民法改正の中間試案が出されたことをうけ、DPI日本会議は2025年8月、中間試案に対する声明を発表し、同時にパブリックコメントに対する取り組みを展開した。

金融庁主催の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」が開かれ、DPI日本会議は銀行での困りごとの事例を収集し、意見書を提出し、改善を求めた。

雇用・労働・所得保障部会では、障害者雇用の除外率について、厚生労働省(以下、厚労省)は対象業種を10ポイント縮小した。また、2月に開催した「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム2025」では、2019年度から通勤及び職場での介助者を確保するために実施されている重度障害者等就労支援特別事業に関する検証をおこなった。

尊厳生部会では、「臓器提供の意思の尊重」に関する運用指針見直し、ガイドライン改正の動きが進み、障害者団体ヒアリングに参画した。尊厳死法制化は存在しないものの、ガイドライン改正を背景に

「いのちの選別」が制度的に強化されかねない状況に強い危機感を持ち、3 月には「救急・集中治療における生命維持治療の中止・差し控えに関するガイドライン案」について、声明を発出した。

文化芸術の分野では、2022 年 8 月から障害者文化芸術活動推進有識者会議に[]が参加し、劇場・映画館のバリアフリー化、字幕や音声ガイドなどプログラムのアクセシビリティ、合理的配慮について提起してきた。2026 年 2 月の同有識者会議では、オリパラ・万博を起爆剤とした形で取り組んできた成果のレガシー化、アクセシビリティと合理的配慮の拡充、万博以降の推進策の必要性といった点について意見提起をおこなった。

欠格条項に関する取り組みは、「障害者欠格条項をなくす会」（以下、「なくす会」）等との連携し、活動を展開した。現存する欠格条項は相対的欠格条項であり、「なくす会」の 2025 年調査によると、増え続けて 700 以上となっている。

知的障害がある[]が、成年後見制度を利用して欠格条項のために失職したことの違憲性を提起した裁判の最高裁大法廷が、2026 年 2 月 18 日に開かれた。15 名の裁判官全員一致で、警備業法の欠格条項を違憲とする判決が出たことは、重い意味をもつ。2 日後の 2 月 20 日にはイベント「『障害者』をとりまく法制度のバリア 欠格条項、最高裁も大法廷で審理へ」を「なくす会」、障害と人権全国弁護士ネット、聴覚障害をもつ医療従事者の会と 4 団体が共催して実施した。ゲストとして[] []から「成年後見利用で失職 なぜ?」として裁判の経過と判決の意義をお話いただいた。[]に「耳の聞こえない医師として」、[]から「どうして運転できないの?」をお話いただいた。来賓やゲストのお話はいずれも非常に好評で、当日の様子はオンデマンド動画配信をしている。

2. 障害者に関わる施策の調査研究事業

公益財団法人キリン福祉財団から助成を受けて、「障害者権利条約の次回審査に向けた脱施設・インクルーシブ教育推進プロジェクト(3 カ年計画)」を実施した。

1. 未来を描く、地域移行のロードマップ勉強会(地域移行勉強会)の開催

地域移行勉強会や地域移行に取り組んでいる障害者支援施設の視察から得られた知見の活用やタウンミーティング、院内集会の開催などを通じて、DPI も委員として参加している「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方検討会」へ一定の意見反映をすることができた。また、脱施設化の実現に向けた今後の提案づくりの一環として脱施設ロードマップづくりを他団体と一緒に合宿形式で行い、課題の洗い出しや必要な法制度について議論を交わすことができた。

2. 東大連携協定によるフルインクルーシブ教育の実現に向けた取り組み

作成を予定していたインクルーシブ教育の理解促進のためのガイドラインは、条約が求めるインクルーシブ教育として参考となるモデル実践が見つからず、ガイドラインの構成の検討までにとどまった。

また、国際シンポジウムの開催については、海外の取り組み事例として取り上げる予定であったイタリアやカナダからの登壇が叶わなかったことから実施できなかった。

タウンミーティングではインクルーシブ教育をテーマに群馬と熊本で開催し、インクルーシブ教育の実践やその重要性の普及啓発やそれぞれの地域におけるネットワークづくりに寄与することができた。

3. 障害者に関わる広報・啓発事業

ホームページや SNS (Facebook および X (旧 Twitter))、Web 媒体を活用した広報・啓発および情報発信に注力した。また、メールマガジン等を通じて活動報告をおこない、障害者を取り巻く問題への認識を広めることにも力を入れた。

メールマガジンについては、毎月初めに情勢ニュースを掲載する「ここに注目!メールマガジン」や、各種イベント案内を配信し、国の動向や障害者運動に関わるトピックを横断的に把握できる媒体として、多くの方から役立つとの声をいただいた。

さらに、マスコミ向けの情報発信を強化するため、PR TIMES のサービスを活用し、プレスリリースを発信した。声明やイベント案内などの情報を提供し、多くのアクセスを集めた。

また、加盟団体や常任委員会のメーリングリスト (ML) を積極的に活用し、DPI の活動を広く発信するとともに、ネットワークの強化にも努めた。

加えて、Google 広告を活用し、DPI のホームページへの誘導や、差別解消法の解説、権利条約の総括所見に関する記事の周知、重要なイベント案内などを適宜行い、普段リーチできない層にもアピールした。

冊子『DPI 通信』には、各部会の活動報告や重点課題に関する特集、DPI 障害者差別解消ピアサポートの相談事例などを掲載した。年 2 回の紙媒体での送付に加え、ウェブ上でも公開し、好評を博した。

4. 障害者に関わる普及・参画事業

① DPI 北海道ブロック会議

(1) 2021 年 4 月から札幌市が導入した「重度訪問介護の非定型による支給決定等事務の手引き」は、DPI 北海道が指摘し続けた「見守り」等を 2025 年 4 月に改善できた。しかし、区役所への周知不足や他のサービスの利用に関する課題が残されている。

(2) 2025 年 8 月に札幌弁護士会と「インクルーシブ教育」プレ集会 in 札幌を開催した。また関係団体とともに、北海道教育委員会への要請行動及び意見交換をおこなった。

(3) 優生保護法北海道違憲訴訟については優生連で共同代表を継続するとともに、作業部会のメンバーとして会議への参加及び関係省庁との意見交換に出席した。また、「支える市民の会・北海道」として被害者の救済のため道庁に要望書の提出をおこなった。

(4) 2023 年 8 月に提訴された障害者雇用に関する「恵庭市遠藤牧場事件 (恵庭市「障害者虐待」隠ぺい事件)」については、継続して傍聴行動及び報告集会に参加している。

(5) DPI 日本会議が受託した JICA 課題別研修「障害者就労促進事業」(9/22-10/10) を DPI 北海道が担当した。なお、この事業は 3 年間 (2026 年は 8/31-9/18) 実施する予定である。

(6) YOSAKOI ソーラン祭りの障害者が中心となって構成する動・夢・舞 (どんまい) については、参加にあたって必要とする合理的配慮を確保するために当該チームと連携している。

② 愛知での取り組み

愛知障害フォーラム (ADF) は、DPI 日本会議加盟団体である、愛知県重度障害者団体連絡協議会と社会福祉法人 AJU 自立の家が事務局を担っており、愛知県下 24 の障害者および関連団体で構成

されている。

11月22日に、開催した ADF フォーラム 2025 (対面、オンラインのハイブリッドで開催。会場 50 名、Zoom50 名の合計 100 名の参加があった。)では「過去の災害から得られた課題を愛知での防災・減災に活かす～有事に必要な平時からの備え～」と題して [] を招き、基調講演「改正障害者差別解消法で何が変わったのか」の解説。シンポジウム「南海トラフ巨大地震に備える～障害のある人が差別されないように～」をテーマに災害支援をおこなう [] から災害時に起こる差別の実情と課題を話題提供いただいた。

その他に、愛知県職員による差別助長発言に対する緊急抗議、株式会社恵のグループホーム問題への再発防止を求める当団体関係者との懇談、名古屋城木造復元に伴うバリアフリー整備についての市長との懇談などに取り組んだ。

③ 点字印刷

DPI 通信、総会資料、全国集会資料、政策論資料、各フォーラムなど、DPI 日本会議が主催するイベントや学習会に関する資料をはじめ、障害者団体が発行する機関紙、労働組合の定期刊行物、JDF などの会議資料、自治体の福祉計画や会議資料などについて、点字紙資料、点字データ、テキストデータの作成をおこない、視覚障害者等への情報保障に貢献した。

また、点字名刺作成の依頼も継続的にいただいております。様々な団体や個人からの問い合わせが増加したことで、新規顧客の獲得にもつながった。

④ 第14回DPI障害者政策討論集会

第14回 DPI 障害者政策討論集会は、2025年11月29日(土)、30日(日)に戸山サンライズにおいて、「いまこそ本気で進めよう!脱施設と強制入院の廃止～インクルーシブ社会の実現へ～」をテーマに開催した。全国から約200名が参加し、権利条約の総括所見を踏まえた障害者施策の課題と今後の方向性について、活発な議論をおこなった。

全体会では、「本気で進めよう!地域移行・脱施設～家族や入所施設に頼らない地域生活の実現に向けて～」をテーマに、韓国・ソウル市における脱施設政策の動向や、西宮市、民間団体による地域生活支援の実践が報告された。あわせて、国、自治体、関係団体によるパネルディスカッションを通じて、地域移行を進めるための居住支援、介助者確保、財政措置、住宅施策と福祉施策の連携の重要性が確認された。また、情報保障の観点から、電子図書館のアクセシビリティ対応に関する報告もおこなわれた。

2日目の分科会では、権利擁護分科会において、強制入院及び長期入院の実態と課題を取り上げ、精神科医療における人権侵害の問題と制度見直しの必要性について議論した。さらに、国際・障害女性部会合同分科会では、DEI(多様性・公平性・包摂性)を障害分野でどのように生かすかをテーマに、障害女性の複合差別、SRHR、包括的性教育、企業の実践事例などが報告された。

今回の政策論では、脱施設、強制入院の廃止、障害女性の権利保障といった重要課題を相互に関連づけながら、誰もが地域で尊厳をもって暮らせるインクルーシブ社会の実現に向けた課題と方向性を共有することができた。今後も、権利条約の総括所見を踏まえ、法制度の整備と地域基盤の強化を進めていく必要がある。

5. 障害者の権利擁護に関する事業

2025 年度、DPI 障害者差別解消ピアサポートは、障害者差別および虐待に関する相談と、合理的配慮に関する相談をメインとし、一部テレワークによる電話相談・面談による対応をおこなった。事例検討会議を随時開催し、相談員の意見交換や情報共有の機会を増やし、総務や労務管理を可視化し、相談体制の安定を図った。

相談実人数 129 人、相談件数 944 件となった。障害類型では、精神障害が変わらず多く、次いで肢体障害、難治性疾患、不明・その他の順であった。その他の内訳は、(発達障害、手帳なしなど)である。相談の内訳としては、「福祉サービス法関連」が全体の 26%、自宅近隣で起きた相談が最も多い。次いで「就労・雇用」が 21%を占めた。就労の相談は男性相談者から多く、女性相談者からの相談内訳は「福祉サービス法関連」が多くなっている。また、上記の事例検討会議では、対応した相談について何の差別に該当するか 16 の分類をおこなっている。「合理的配慮の欠如」と「環境整備」、次いで「直接差別」が目立った。

6. 障害者に関わる国際活動事業

① DPI 世界・地域レベルの活動

トレーバードPI 世界会長の突然の辞任を受けての選挙では、僅差でバングラデシュの [REDACTED] が新しい DPI 世界会長に選出された。団体登記は依然としておこなわれておらず、プロセスは遅れている。

アジア太平洋評議会 (DPIAP) は ESCAP アジア太平洋障害者の十年推進ワーキンググループの参加、DPI ヨーロッパとの共催による COSP(締約国会議) サイドイベントで、DPIAP の復活を外部にアピールした。DPI 韓国からのディーディーコンサルティングへの DPIAP 業務の支援は、資金不足から 2 四半期分のみで打ち切りとなった。

② JICA 事業

草の根事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」で、ハウテン州大臣を含む行政官が 5 月に日本視察を行った。また、6 月、9-10 月と 11-12 月に現地訪問し、2 月の訪問では中間評価がおこなわれ、JICA 東京での報告会も実施された。「令和 7 年障害者白書」でこの事業が紹介された。

10 月に実施した課題別研修「障害者権利条約実施のための当事者リーダー研修」では DPI 日本会議加盟団体のばあとなあでの地方研修もおこなわれ、研修員 7 名が参加した。研修評価が 1-2 月にケニアと南アフリカで実施された。

9 月に JICA 北海道がおこなった障害者就労促進コースは、DPI 日本会議が JICE (日本国際協力センター) と共同企業体となる形で実施され、8 カ国から 9 名の行政官や NGO 関係者が参加した。

全 8 分野の分野別ガイドラインと共通ガイドラインから成る JICA 障害主流化ガイダンスノート作成にあたり知見を提供した。

ブラジルでの草の根技術協力「たんばぼプロジェクト:ろう者組織の強化を通じた非識字層への

HIV/AIDS 教育」が「JICA プロジェクトヒストリー TAMPOPO」として出版され、11-12 月に JICA 主催出版記念セミナーや大学・高校でのセミナー・シンポジウムが実施された。3 月に次期プロジェクト策定のため調査研修を現地でおこなった。

ドミニカ共和国で 1-2 月に政策の協議ならびに当事者団体のエンパワメント研修などをおこなった。パラグアイの差別解消のプロジェクトでは 3 月のパラグアイ訪問をおこなった。

③ SDGs やその他の開発戦略

SDGs ジャパンの障害ユニットを通して、政府の VNR(自発的国家レビュー)におけたスポットライトレポートの分担、7 月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF2025)、2 月の第 2 回ビヨンドSDGs 官民会議フォーラムや SDGs ジャパン 9 周年記念イベント、ESCAP の SDGs 地域会議(第 12 回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム APFSD)で発言した。

第 9 回アフリカ開発会議(TICAD9)では、4 月に事前イベントとして世界銀行や JICA との三者主催で政府公式パートナー事業「SDGs を障害の視点から考える」を開催し、8 月の本会議には外務省招聘でトーゴの [REDACTED] が来日した。横浜宣言に「障害者」の記述が入った。

7. 組織に関する報告

① 正会員(加盟団体)状況

2025 年度は、新規加盟は 1 団体あった。これにより、全国組織 8 団体、地域組織 81 団体で合計は 89 団体であり、29 都道府県に広がっている。

② 定例会議の開催

2025 年度は以下のとおり常任委員会および幹事会を開催した(いずれもオンライン形式)。

常任委員会 2025 年 8 月、10 月、12 月、2026 年 2 月、4 月

幹事会 2025 年 7 月、9 月、11 月、2026 年 1 月、3 月、4 月

③ 組織運営に関する報告

コロナ禍から、2025 年度総会もオンライン形式(Zoom 使用)で開催した。常任委員会や幹事会も引き続き全てオンライン形式でおこなった。その他のイベントや学習会、政策討論集会は対面形式での実施も増え、以前のように様々な地域で、沢山の方と直接お話しすることが出来るようになった。一方で、オンラインと対面を併用した形のハイブリッド形式の開催希望も多かったため、運営体制を整え実施することができた。いずれの会議やイベントについては全て情報保障の提供を徹底することができた。

④ 財務報告

DPI 日本会議は講師派遣事業、オンライン研修事業、点字印刷事業が大きな収入源である。政策論が対面で実施されたこともあり、資料代の収入が復活した。クレジットカード決算による寄付申込の利用が増加し、また、継続的な利用があったため、多くの賛助会員会費と寄付を集めることができています。加えて、DPI 日本会議加盟団体や関係団体を中心に多くの財政支援等の協力を得て、寄付収入や新規賛助会員の確保に努めた。安定的な財源の確保のため、常任委員会および事務局において財政状況を細かに共有し、事業方針の見直しや事務局体制の整備をおこなった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【62,293】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者に関わる施策の政策提言事業	障害者施策への意見提起	通年	事務所等	3人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	8,914
	各フォーラムの開催(オンライン含む)	通年	事務所等	3人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	
障害者に関わる施策の調査研究事業	障害者権利条約の審査・総括所見を活用した国内法制度整備事業	通年	事務所、大分、群馬、静岡	3人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	8,110
障害者に関わる広報・啓発事業	機関報告の編集、ホームページの運営	通年	事務所等	3人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	2,707
障害者に関わる普及・参画事業	点字印刷事業	通年	事務所等	2人	全国の視覚障害者・障害関係者	不特定多数	3,426
	バリアフリー当事者リーダー養成研修等研修事業	通年	全国	2人	全国の障害当事者他	不特定多数	9,154
	講師派遣・研修受託事業	随時	全国	4人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	
	政策討論集会等集会の開催	12月	東京、全国	2人	全国の障害者・障害関係者	約250名	
	地域ブロックの支援	随時	北海道	1人	DPI北海道及びその加盟団体・個人	不特定多数	

	加盟団体への支援（事務所賃借）	通年	事務所等	1人	加盟団体関係者	不特定多数	
障害者の権利擁護に関する事業	DPI 障害者差別解消ピアサポートの運営	随時	事務所等	5人	全国の障害者・障害関係者	不特定多数	7,052
障害者に関わる国際活動事業	DPI 関係等国際会議参加、研修受入等	随時	東京、他	3人	国内外の障害者・障害関係者	不特定多数	3,636
	DPI アジア太平洋ブロックへの支援	通年	東京	1人	アジア太平洋地域の障害者・障害関係者	不特定多数	
	JICA 草の根時術協力事業「南アフリカ国障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」	通年	東京、南アフリカ共和国	3人	日本、南アフリカ共和国の障害者・障害関係者	不特定多数	14,768
	JICA 課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」	通年	東京、他	2人	国内外の障害者・障害関係者	不特定多数	4,521

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
この法人の名称を付与した商品からロイヤリティーを得る事業	実施なし	随時	事務所等	1人	0

元書類収受日 令和8年6月5日
差替書類収受日 令和8年6月4日

活動計算書

2025(令和7)年 4月 1日から2026(令和8)年 3月 31日まで

特定非営利活動法人DPI日本会議

科目	金額		備考
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	2,990,000		
賛助会員受取会費	1,150,000	4,140,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,757,633		
受取指定寄付金	3,618,485	5,376,118	注記3参照
3 受取助成金等			
受取助成金	8,007,000	8,007,000	注記3参照
4 事業収益			
政策提言事業	2,253,720		集会開催共催費
調査研究事業	630,199		オンラインセミナー参加費
広報啓発事業	728,250		バナー広告、書籍等販売収入
普及参画事業	23,775,553		点字印刷、講師派遣、研修、施設提供収入
国際活動事業	26,313,619	53,701,341	JICAアフリカリーダー養成研修、JICA草の根事業(南アフリカ)
5 その他収益			
雑収入	22,779		雑収入、為替差益
受取利息	90,449	113,228	
経常収益計			71,337,687
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	24,849,283		
法定福利費	2,904,039		
福利厚生費	2,673		
人件費計	27,755,995		
(2)その他経費			
諸謝金	2,556,019		
旅費交通費	10,840,406		
通信運搬費	430,921		
印刷製本費	655,081		
消耗品費	240,035		
会議・会場費	2,214,038		
情報保障費	1,219,243		
業務委託費	5,157,970		
事務所諸経費	8,007,102		事務所家賃、水光熱費、清掃費、備品リース代
支払寄付・助成金	850,000		北海道ブロック会議、DPI-AP
諸会費分担金等	582,000		JDF、障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク含む
図書資料費	62,394		
減価償却費	67,661		
租税公課	1,343,400		R7年度消費税
雑費	310,764		為替差損 ¥175,066含む
その他経費計	34,537,034		
事業費計		62,293,029	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	4,858,362		
法定福利費	1,076,330		
福利厚生費	15,922		
人件費計	5,950,614		
(2)その他経費			
旅費交通費	772,349		
通信運搬費	268,690		
印刷製本費	42,143		
消耗品費	31,183		
情報保障費	146,790		
業務委託費	179,181		
事務所諸経費	988,292		会計等運営事務委託、粗大ごみ処理
諸会費分担金等	22,000		事務所家賃・更新料、水光熱費、清掃費、備品リース代
減価償却費	2		
雑費	299,580		
その他経費計	2,750,210		
管理費計		8,700,824	
経常費用計			70,993,853
当期経常増減額			343,834
III 経常外損失			
当期正味財産増減額			343,834
前期繰越正味財産額			46,610,359
次期繰越正味財産額			46,954,193

元書類収受日 令和8年6月15日
差替書類収受日 令和8年6月24日

貸借対照表
2026(令和8)年3月31日現在

特定非営利活動法人DPI日本会議
(単位:円)

科目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金および預金	60,169,066		
未収入金	1,125,974		
短期貸付金	31,720		
前払金	383,400		
棚卸資産	197,494		
流動資産合計		61,907,654	
2 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	371,280		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	1		
固定資産合計		371,281	
資産の部合計			62,278,935
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,326,845		
仮受金	997,897		
前受金	13,000,000		
流動負債合計		15,324,742	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債の部合計			15,324,742
III 正味財産の部			
運営資金積立金 ※1		20,000,000	
前期繰越正味財産		26,610,359	
当期正味財産増加額		343,834	
正味財産合計			46,954,193
負債および正味財産合計			62,278,935

※1 障害者運動活動基金 20,000,000円

元書類收受日 令和 8 年 6 月 15 日
差替書類收受日 令和 8 年 6 月 24 日

2025年度 計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等は、税込経理により処理しています。

(3) 棚卸資産の評価

販売用書籍を棚卸資産評価の対象とし、それぞれの取得原価と在庫数から算定しています。

2 事業別損益の状況

(1) 事業収益の内訳

科目		
政策提言事業/業務提携	2,253,720	2,253,720
調査研究事業/委託事業	539,000	
調査研究事業/集会開催	91,199	630,199
広報啓発事業/ パナー広告料	550,000	
書籍等物品販売	178,250	728,250
普及参画事業/点字印刷	7,545,590	
講師派遣	9,953,263	
研修事業	2,700,000	
施設提供	2,743,200	
集会	833,500	23,775,553
国際活動事業/ JICA障害者リーダー養成研修	6,927,166	
JICA草の根事業(南アフリカ)	15,000,000	
JICA障害者就労促進コース研修	2,505,437	
JICA障害者の主流化プロジェクト	1,742,400	
TICAD9関連イベント開催	138,616	26,313,619
非営利事業計		53,701,341
ロイヤリティを得る事業 ※未実施	0	0
その他の事業計		0
事業収益合計		53,701,341

(2) 事業費の内訳 別表参照

3 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は46,954,193円ですが、そのうち33,690,700円は下記のように使途が特定されています。

したがって、使途が制約されていない正味財産は13,263,493円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
寄付金				
第40回DPI日本会議全国集会開催資金 (4. 普及参画)	0	798,000	798,000	0
東日本大震災被災障害者支援・防災事業 (5. 権利擁護)	236,880	0	0	236,880
フィリピン台風30号被災障害者支援金 (6. 国際活動)	226,913	0	0	226,913
助成金				
連合・愛のキャン				
1. 政策提言: 部会活動におけるオンライン集会・フォーラムの開催				
1. 政策提言: 国連障害者権利条約総括所見を活かした政策提言事業	0	1,000,000	1,000,000	0
3. 情勢とDPI活動の半期報告の作成				
5. 権利擁護: 差別解消ピアサポート相談員人件費				
公益財団法人キリン福祉財団	0	1,400,000	1,400,000	0
2. 調査研究: 障害者権利条約の審査・総括所見を活用した国内法制度整備				
宗教法人真如苑				
1. 政策提言: 日韓インクルーシブ教育国際シンポジウム	0	1,200,000	1,200,000	0
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	0	500,000	500,000	0
4. 普及参画: バリアフリー障害当事者リーダー養成研修				
公益財団法人東京都福祉保健財団	0	3,907,000	3,907,000	0
5. 権利擁護: 差別解消ピアサポートの運営				
事業収入				
独立行政法人国際協力機構(JICA)	4,995,665	23,000,000	14,768,758	13,226,907
6. 国際活動: 草の根技術協力事業・南アフリカ				
別途積立金				
障害者運動活動基金	20,000,000	0	0	20,000,000
合計	25,459,458	31,805,000	23,573,758	33,690,700

4 固定資産の増減内訳

科目	期首帳簿価額	取得	減少	当期償却額	期末帳簿価額	償却累計額
有形固定資産						
丁合機	1	0	0	0	1	588,524
パソコン 11台→9台	13,424	0	2	13,413	9	1,038,127
点字ディスプレイ 1台	1	238,000	1	31,733	206,267	388,732
点字プリンター 2台	2	0	0	0	2	2,126,140
プロジェクター	1	0	0	0	1	50,543
サーバーラック	1	0	0	0	1	107,419
カラープリンター	1	0	1	0	0	52,271
ビデオカメラ 2台	2	0	1	0	1	145,941
タブレット	1	0	0	0	1	94,799
Web会議用スピーカー	0	183,330	0	18,333	164,997	18,333
小計	13,434	421,330	5	63,479	371,280	4,610,829
無形固定資産						
点字用ソフトウェア	4,180	0	0	4,179	1	83,599
合計	17,614	421,330	5	67,658	371,281	4,694,428

元書類収受日 令和 8年6月15日
 差替書類収受日 令和 8年6月24日

注記2. (2)事業費の内訳

事業費と管理費に共通する経費のうち、以下のものについては按分計算にて算出しています。

◆スタッフ従事割合にて按分

・事務所家賃・水光熱費・清掃費・ごみ処理費(事務所諸経費として計上)

◆利用回線数にて按分

・ビジネスフォンリース代(事務所諸経費として計上)

◆使用PC台数にて按分

・複合機・プリンター・サーバー・セキュリティゲートリース代(事務所諸経費として計上)

・インターネット利用・管理費(通信費として計上)

・コピー・プリント代(印刷費として計上)

普及参画事業において点字印刷事業とその他講師派遣・研修受入事業等に共通する経費の内、

以下のものについては収益費により按分計算し、算出しています。

・人件費、法定福利費、福利厚生費、事務所諸経費(点字32%・その他68%)

科目	事業費								事業費計	管理費	経常費用計
	政策提言	調査研究	広報啓発	普及参画		権利擁護	国際活動				
				点字印刷	その他	ピアサポート	草の根南ア	その他			
経常費用											
(1)人件費											
給料手当	4,954,571	4,452,840	1,671,712	1,556,339	3,307,221	5,869,704	2,564,196	472,700	24,849,283	4,858,362	29,707,645
法定福利費	1,089,418	621,681	405,132	231,282	491,474	42,906	16,484	5,682	2,904,039	1,076,330	3,980,369
福利厚生費	2,673	0	0	0	0	0	0	0	2,673	15,922	18,595
人件費計	6,046,662	5,074,521	2,076,844	1,787,621	3,798,695	5,912,610	2,580,660	478,382	27,755,995	5,950,614	33,706,609
(2)その他経費											
諸謝金	224,781	111,370	0	107,660	273,694	0	685,997	1,152,517	2,556,019	0	2,556,019
旅費交通費	626,979	1,042,988	12,270	54,116	254,505	47,893	6,218,586	2,583,069	10,840,406	772,349	11,612,755
通信運搬費	1,221	170,169	4,330	116,901	0	90,920	40,210	7,170	430,921	268,690	699,611
印刷製本費	25,108	262,560	149,606	0	215,867	0	785	1,155	655,081	42,143	697,224
消耗品費	7,300	22,021	0	120,047	6,697	0	81,378	2,592	240,035	31,183	271,218
会議・会場費	267,896	32,388	0	0	590,460	0	1,197,014	126,280	2,214,038	0	2,214,038
情報保障費	145,435	365,000	0	0	214,600	0	105,546	388,662	1,219,243	146,790	1,366,033
業務委託費	0	140,000	0	0	500,000	0	2,649,190	1,868,780	5,157,970	179,181	5,337,151
事務所諸経費	849,165	849,165	424,583	1,203,593	2,320,408	960,801	974,804	424,583	8,007,102	988,292	8,995,394
支払寄付・助成金	0	0	0	0	300,000	0	0	550,000	850,000	0	850,000
諸会費・分担金	560,000	0	2,000	0	0	0	0	20,000	582,000	22,000	604,000
図書資料費	27,840	0	0	0	0	34,554	0	0	62,394	0	62,394
減価償却費	18,334	13,413	0	35,913	0	1	0	0	67,661	2	67,663
租税公課	103,123	24,663	31,483	0	672,802	0	0	511,329	1,343,400	0	1,343,400
雑費	10,615	1,805	6,001	1,015	7,195	5,780	234,588	43,765	310,764	299,580	610,344
その他経費計	2,867,797	3,035,542	630,273	1,639,245	5,356,228	1,139,949	12,188,098	7,679,902	34,537,034	2,750,210	37,287,244
経常費用計	8,914,459	8,110,063	2,707,117	3,426,866	9,154,923	7,052,559	14,768,758	8,158,284	62,293,029	8,700,824	70,993,853

定款第5条掲げている事業

- ①障害者に関わる施策の政策提言事業(オンライン連続フォーラム、各部会の活動・オンライン集会・フォーラム)
- ②障害者に関わる施策の調査研究事業(障害者権利条約の審査・総括所見を活用した国内法制度整備事業)
- ③障害者に関わる広報・啓発事業(ホームページ運営、書籍等発行販売)
- ④障害者に関わる普及・参画事業(点字印刷、バリアフリー等研修、全国集会・政策討論集会等イベント、講師派遣、団体育成)
- ⑤障害者の権利擁護に関する事業(差別解消ピアサポート)
- ⑥障害者に関わる国際活動事業(JICA障害者リーダー養成研修、JICA草の根南アフリカ、他研修・受託事業)
- ⑦ロイヤリティを得る事業 ※2025年度は未実施

元書類収受日 令和8年6月15日
差替書類収受日 令和8年6月24日

財産目録

2026(令和8)年3月31日現在

特定非営利活動法人DPI日本会議
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	213,741		
普通預金			
普通預金／三井住友銀行	6,775,396		
普通預金／三井住友銀行(基金1)	10,020,107		
普通預金／三井住友銀行(南ア草の根指定)	22,953,044		
普通預金／みずほ銀行	5,405,253		
普通預金／みずほ銀行(外貨) ※1	343,199		
普通預金／みずほ銀行(基金)	10,022,720		
普通預金／三菱UFJ銀行	74,761		
普通預金／三菱UFJ銀行(比台風口)	298		
普通預金／ろうきん(基金)	163,054		
普通預金／ろうきん(点字)	459,204		
郵便振替／日本会議	265,865		
郵便振替／点字印刷ビギン	2,477,844		
南アフリカ現地口座／ABSA ※2	994,580		
他流動資産			
未収入金 ※3	1,125,974		
短期貸付金	31,720		
前払金	383,400		
棚卸資産(販売用書籍在庫)	197,494		
流動資産合計		61,907,654	
2 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	371,280		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	1		
固定資産合計		371,281	
資産の部合計			62,278,935
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	1,326,845		
仮受金	997,897		
前受金	13,000,000		
流動負債合計		15,324,742	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債の部合計			15,324,742
差引正味財産			46,954,193

※1 USD2,149.43(@159.67)

※2 ZAR106,944.12(@9.30)

※3 点字印刷売上8件含む

外貨為替レートは、すべて2026年3月31日付の金額で換算しています。

参考サイト: <https://www.oanda.com/currency-converter/ja/?from=USD&to=JPY&amount=1>

2025年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人DPI日本会議

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ) 氏名		前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
1	理事	ヒラノ ミドリ		2025年 4月 1日	年 月 日
		平野 みどり		2026年 3月 31日	年 月 日
2	理事	オノウエ コウジ		2025年 4月 1日	年 月 日
		尾上 浩二		2026年 3月 31日	年 月 日
3	理事	ナカニシ ユキコ		2025年 4月 1日	年 月 日
		中西 由起子		2026年 3月 31日	年 月 日
4	理事	ニシムラ マサキ		2025年 4月 1日	年 月 日
		西村 正樹		2026年 3月 31日	年 月 日
5	理事	サトウ サトシ		2025年 4月 1日	年 月 日
		佐藤 聡		2026年 3月 31日	年 月 日
6	理事	イマムラ ノボル		2025年 4月 1日	年 月 日
		今村 登		2026年 3月 31日	年 月 日
7	理事	シロイヘイ イチロウ		2025年 4月 1日	年 月 日
		白井 誠一郎		2026年 3月 31日	年 月 日
8	理事	アンドウ シンヤ		2025年 4月 1日	年 月 日
		安藤 信哉		2026年 3月 31日	年 月 日
9	理事	イダニ ショウタ		2025年 4月 1日	年 月 日
		井谷 重人		2026年 3月 31日	年 月 日
10	理事	オカベ ヒロキ		2025年 4月 1日	年 月 日
		岡部 宏生		2025年 7月 17日	年 月 日
11	理事	オカベ ナオキ		2025年 4月 1日	年 月 日
		岡本 直樹		2026年 3月 31日	年 月 日

事業報告用

12	理事	加刈 三子		2025年 4月 1日	年 月 日
		川原井 瑤子		2026年 3月 31日	年 月 日
13	理事	サトウ シン		2025年 4月 1日	年 月 日
		斉藤 新吾		2026年 3月 31日	年 月 日
14	理事	ササキ サコ		2025年 4月 1日	年 月 日
		佐々木 貞子		2026年 3月 31日	年 月 日
15	理事	シバヤシ シンタ		2025年 4月 1日	年 月 日
		下林 慶史		2026年 3月 31日	年 月 日
16	理事	ツバイ エリ		2025年 4月 1日	年 月 日
		坪井 英里		2026年 3月 31日	年 月 日
17	理事	トダ シン		2025年 4月 1日	年 月 日
		戸田 二郎		2026年 3月 31日	年 月 日
18	理事	ニシタ モトヒデ		2025年 4月 1日	年 月 日
		西尾 元秀		2026年 3月 31日	年 月 日
19	理事	カタヤマ クミコ		2025年 4月 1日	年 月 日
		片山 久美子		2026年 3月 31日	年 月 日
20	理事	フリハラ ヒロキ		2025年 4月 1日	年 月 日
		降幡 博亮		2026年 3月 31日	年 月 日
21	理事	ムタ ケイ		2025年 4月 1日	年 月 日
		村田 恵子		2026年 3月 31日	年 月 日
22	理事	ヤガ ミチ		2025年 4月 1日	年 月 日
		矢賀 道子		2026年 3月 31日	年 月 日
23	理事	ヤギハラ コキ		2025年 4月 1日	年 月 日
		柳原 康来		2026年 3月 31日	年 月 日
24	理事	ヤマザキ マミ		2025年 4月 1日	年 月 日
		山崎 恵		2026年 3月 31日	年 月 日
25	監事	ノグチ トシコ		2025年 4月 1日	年 月 日
		野口 俊彦		2025年 8月 6日	年 月 日
26	監事	ヤマダ アキヨシ		2025年 4月 1日	年 月 日
		山田 昭義		2026年 3月 31日	年 月 日
27	監事	ツカダ ヨシキ		2025年 2月 25日	年 月 日
		塚田 芳昭		2026年 3月 31日	年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人 DPI日本会議

	氏 名
1	公益社団法人 全国脊髄損傷者 連合会 代表理事 小林 光雄
2	一般社団法人 全国障害学生支 援センター 代表 殿岡 翼
3	自立生活センターいろは 代表 稲田 康二
4	NPO法人 町田ヒューマンネットワ ーク 理事長 笠井 宰祥
5	一般社団法人 CILこねくと 代表 笠原 賢二
6	NPO法人 ピアサポートみえ 代表 三條 宇多彦
7	NPO法人 障害者自立生活センタ ー・スクラム 代表理事 姜 博久
8	NPO法人 ソーシャルアクション・ パートナーシップ(SAP) 代表理事 栗山 由生
9	自立生活センター・松江 代表 中村 宏子
10	NPO法人 自立生活センター松山 理事長 加藤 陽子
11	NPO法人 障害者自立応援センタ ーYAH!DOみやざき 代表 岩切 文代
12	NPO法人 CILひかり 代表 川崎 良太

会 計 監 査 報 告 書

特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議
議長 平野 みどり 様

私は特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの活動計算書と、2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表及び財産目録について監査を行いました。監査にあたっては、会計帳簿の調査および計算書類の検討等、通常必要と認められる手続きを実施しました。

監査の結果、上記の計算書類は、NPO 法人会計基準および一般に公正妥当と認められる会計の方法に基づき、特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議の当該事業年度における活動の状況および財産の状況を適正に示しているものと認めます。

2026 年 5 月 18 日

監事 塚田 芳昭

